

財 務 省
国土交通省 令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条第一号及び第四号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月 日

財務大臣 中川 昭一

国土交通大臣 金子 一義

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年 財 務 省
国土交通省 令第 号）

一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(合理的土地利用建築物に係る特例)

第一条の二 平成二十四年三月三十一日までに機構が法第十三条第一項第七号に規定する資金の貸付けの申込みを受理した場合における第三十八条並びに第三十九条第一項第四号及び第五号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号中「十分の二(マンションの建替え(現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建設することをいう。以下同じ。))を行う場合にあつては、十分の一)」とあるのは「十分の一」と、同項第二号中「十分の二(マンションの建替えを行う場合にあつては、十分の一)」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「建替え」とあるのは「建替え(現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建設することをいう。))」と、第三十九条第一項第四号中「二以上の建築物のある一団の土地の区域内において、建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」と、同項第五号中「建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。